

第17回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第17回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成25年2月28日(木) 午後2時から午後4時20分まで
- 3 会 場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、岡江委員、森島委員、浅川委員、田中委員、川井委員、遠藤委員、宮崎委員、高松委員、唐澤委員
- 5 市側出席者 都市建設部：新家部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、小川係長、中嶋主査、丸山主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 1人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成25年3月11日

協 議 事 項 等

1. 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - ①前回審議会の議事確認
 - ②景観条例施行規則の改正
 - ③屋外広告物条例・景観条例の運用状況
 - ④特例申請（三郷 エルサ安曇野）の意見
 - ⑤景観賞（穂高町時代の例）
 - ⑥その他
- 4 今後の予定等
- 5 閉 会

審議会議事16

審議会資料1

審議会資料2

審議会資料3

審議会資料4

2. 提示資料

- 審議会議事16 景観審議会議事要録（意見整理）
- 審議会資料1 安曇野市景観条例施行規則
- 審議会資料2 平成24年度景観条例の運用状況
- 審議会資料3 第5回安曇野市景観アドバイザー協議内容について
- 審議会資料4 穂高町景観賞について
- その他① 農産物加工施設建設について
- その他② 山麓保養区域住宅建設について

3. 議事要録（意見整理）

・委員からのご意見

→事務局の回答

1) 屋外広告物条例・景観条例の運用状況

・景観上特に配慮した事項の中にガイドラインの推奨基準に適合したものが22件あったとのことだが、傾向を教えてください。（委員）

→詳細な分析はしていないが、田園エリアでの壁面後退が多く見られた。田園エリアのガイドラインの数値基準を配慮していただいた。（事務局）

2) 特例申請（三郷 エルサ安曇野）の意見

・先日開催された景観アドバイザー会議において、申請者から確約書の提出を条件に、景観審議会でご意見をお伺いした上で、特例として許可したいという件である。（会長）

- ・安曇野市屋外広告物条例第8条第2項のやむを得ない特例措置とは、どういうケースを想定していたのか。(委員)
- 条例施行前に現地を歩いて、約12,000件の既存の看板を調査した。条例施行により約15%が既存不適格になると思われるものがあった。基準どおりにしないと何もできなくなってしまうケースがあるので、不測の事態に備えて特例措置を設けた。今回のケースも想定の一つである。審議会の意見をお伺いして基準を緩和することができることになっているので、当初から既存不適格をがんじがらめにするとは考えてはいなかった。(事務局)
- ・既存不適格の扱いについては条例制定の時から議論があった。基本的には一定期間特例措置を認めるのはやむを得ないと思う。他の自治体で期間を設けて既存不適格を条例に適合させるケースもあるので、この特例を認めると1~2年ならいいが、5~7年の長期で他の同様のケースも認めなくてはいけなくなるので、この条例で既存不適格をなるべく無くしていくという考えの中で、5年以上の長期で認めることが前例になることは疑問である。(委員)
- 安曇野市は既存不適格のものは自然更新に委ね、看板の内容の変更を予定している事業者には、条例に基づく対応を指導している。屋外広告物の耐用年数は5~7年位の判断で対応している。今回の案件も景観アドバイザーの皆さんに慎重審議していただいた。のべつ幕無し認めてしまえば条例が形骸化しかねない。撤去期日を明確にしてもらい、条例の趣旨を理解いただく中で取り組みをしてもらおう。(事務局)
- ・提出された確約書の内容は、7年後までに屋上広告物を必ず撤去するということである。そして今回の申請内容は現在空白になっている広告枠へ広告を表示するということである。(会長)
- ・既存の広告枠に広告を表示できなければ事業者はつらいと思う。既存の屋上広告物自体の扱いが問題である。5~7年は長くないか。例えばサイン看板はいいが、壁面看板は遠慮いただくというような形が取れないのか。(委員)
- 今回申請された内容は新たに設置ということではなく、今まである広告枠への設置であり、白い枠の中なので、屋上広告物の必ず撤去することを条件に、特例として許可したいと考えている。許可の期間も重要だが、条例には罰則もある。もし期限を過ぎて撤去されない場合、条例の措置命令に反した場合は、許可も却下し、罰則で踏み込んでいく。(事務局)
- ・テナント業者が変わった場合、看板の表面の耐用年数を7年と考えるのか、工作物そのものとして考えるのか。事業者が変わったらまた条件が変わるのか。新たに7年の許可をするのか心配である。安曇野市として望ましい方向をもっと検討したほうがいいのではないかと。(委員)
- 看板については現在あるものについては認める。第三者に売却されて新たに営業を始める場合は、特例措置は認めない。条例の基準に基づいて対応する。期限を過ぎても看板が残っていれば、条例の措置命令で対応する。第三者に変われば認められない。(事務局)
- ・事業者が変わったのではなくテナントが変わったということか。(委員)
- 今あるもののままの塗り替えの補修は改造には当たらない。デザインを少しでも変える場合は、事業者が誰であれ改造になる。表示内容が変われば条例に基づいて対応している。(事務局)
- ・事業者が変わった時点で、特例措置ではなく条例に基づいて対応するということであると思う。(会長)
- ・確約書の屋上広告物を撤去するということは、その部分に空が見える状況にするということではないのか。骨組みが残ることがないか。(委員)
- 骨組みだけ残るといったことはない。(事務局)
- ・7年は長い気もするが、景観に与える影響は少なくなると思う。(委員)
- ・壁面看板の部分で現状は白無地だが、条例が施行された時点で既に白だったということではないか。(委員)
- もともと広告枠スペースであった。テナントが入っていない状態である。(事務局)
- ・無地の広告枠も屋外広告物になるのか。屋外広告物でないのなら新規の広告物の解釈にならないのか。それを認めると話が違ってくるのではないかと。サイン看板は一体となっているからいいが、壁面広告物の無地広告枠をそれ自体広告物として見るか見ないかで議論が変わってくる。(委員)
- もともと屋外広告物を設置するための枠であり、たまたまテナントが入っていないままの状態であった。以前広告物があったが、テナントがなくなりその枠のままにしておいた

という状態である。今回テナントが入るから新たに設けるのではなくて、今まで既設の広告枠のスペースへ設置するということになる。(事務局)

- ・無地であって何の広告物がなされていなくても広告物ということでもいいか。(委員)

→広告物としての扱いでいいと思う。(事務局)

- ・中立な立場で判断する時に、商売する人にとって看板は命であると思う。考慮する必要もあると思うが、景観に影響も出てくる。7年という撤去期限をはっきりさせた上で認めようということだと思う。市と申請者の紳士協定だと思う。景観アドバイザー会議の協議の結果、今回の確約書の提出になったので、お互いに守るしかない。守らない場合はどうなるのか。次の手段になる。この件に関して一つ認めてしまえばとなるが、今回はこの状況で認めたということにしなければいけない。他の件で申請があった場合、今回許可したからその時も許可するということは基本的にしないようにしてほしい。罰則規定もある。50万円払えば済んでしまう。今回の屋上広告物の撤去には罰金よりかなり高い費用がかかると思うが、撤去するということを確認してくれたので、認めなければいけないと思う。(委員)

- ・今回は既存の広告枠の部分にテナントが変わったので、もし5~7年の間にもう1回テナントが変わっても認めないということが明確になっていけばやむを得ないと思う。(委員)

- ・野立看板が白くなっても広告媒体である。駅の掲示板も含めて媒体をどうとらえているか意識して対策をしていく必要がある。(委員)

- ・同じところへ今後またテナントの変更があって新しいものが入ってくる場合、同じ既存の枠の付け替えの可能性が出てくるが、今回の特例の許可は一回限りということなのか。(会長)

→いずれにしても、もし今後新たに申請があった場合は、一般の申請をまずしてもらおう。そのあと今回と同様に特例申請をしてもらい審査することになる。(事務局)

- ・テナントが変わった時も5~7年を認めてしまうと、既存のものであれば5~7年については認めることが前例になってしまうので、あくまで原則1回だから特例なので、この部分について特例を認めるに当たり事業者を確認してほしい。(委員)

- ・今回は特例の申請があった広告物のみ特例ということにしたい。(会長)

- ・今回の審議会資料では申請者の確約事項が3つ記載されているが、正式に提出された確約書には2点についてしか記載されていないが大丈夫か。(委員)

→確約書には記載されていないが、今回の審議会資料に記載の確約事項については遵守していただくことを申請者に確認している。(事務局)

- ・景観審議会として、景観アドバイザー会議で審議していただいた今回の確約書を持って特例として許可したいという意見にしたいと思う。できる限り7年以内の早いうちに撤去していただければと思う。(会長)

3) 景観賞(穂高町時代の例)

- ・旧穂高町で平成15年まで景観賞が実施されていたが、安曇野市でも来年度に新しい景観賞を検討するようだが、審議会としても参考になる意見を出してほしい。(会長)

- ・景観の定義づけが必要。全国各地の景観賞ではほとんどが建築物・工作物など不動産的なものが選考対象として限定されている。松本市ではまちづくり活動など景観に貢献した地域活動団体を表彰しているが、幅を広げられないか。活動によるお祭りのシーンなどが対象となる仕組みができればいいと思う。(委員)

- ・旧穂高町で景観賞が終わった理由は何か。松本市でも平成24年度で景観賞が20回目になるが、応募件数が減っている。平成22~24年は応募締め切りを延長している。松本市では景観賞が事業仕分けの対象になったようだが、景観を守ることは非常に良いことということで、継続することになった。まちづくり活動についても松本市では対象になっているので、安曇野市でも対象として検討をしていただいて、景観に対する意識が高揚すればいいと思う。(委員)

→旧穂高町は景観を重視して、ブロック塀を生垣にしたりすること、道普請などの活動に対して補助をした。具体的な活動を見ていただくために、景観賞が創設された。1~3年目は関心が高かったが、年々応募件数が減ってきた。持続可能で何か独自性を見出して創設できればいいと思う。(事務局)

- ・松本市でも選考委員が10名であるが、全員一致というわけにはいかない。せっかく応募した

のに賞から漏れてしまうと申し訳ない。景観賞で意識を高揚するのはいいが、応募者と選考委員と考え方に乖離がある。選考委員の人選が難しい。(委員)

- ・景観計画の中で、景観賞で市民の意識を啓発するようになってきているので、やっていくことはいいと思う。景観賞を実施することが目的ではなくて、市民に景観について関心を持ってもらい、市民自ら景観に対する活動をやらしてもらおう仕組みづくりの1つである。選考委員は特定の人が決める形がいいのかとの議論もあるし、安曇野市の景観条例では、市民団体の認定や景観重要建築物とか景観重要樹木の指定があるので、それらにつながるような仕組みや、いろいろな景観団体が集まる場がないので、景観審議会としても景観団体の個別の活動をしっかりととはつかめていないので、景観条例の中で景観協議会がつかれるので、そういうような制度も組み合わせる景観賞を考えていただいて、景観フォーラムなどの開催も考えてほしい。(委員)
- ・審査員がはつきりしなかったので、穂高町景観賞へは応募しなかった。選考委員の人選はしっかりしてもらいたい。お祭りとかイベント的なものは対象になる気もするが、景観とは分けて考えた方がいいのではないかと。継続的に存在することに意味があると解釈すれば、活動的なものは分けたほうがいいと思う。他自治体の景観賞を受賞するのは、費用をかけた住宅が多い。経済状況が思わしくない中で、費用をかけて景観を考慮した住宅を建てるのは難しい。審査員の見る目にもよるが、むしろ景観より環境を重視したほうがいいと思う。長野県でも地元の材料を使い、省エネをしながら家を建ててもらおう事業をやっている。暮らし方、工夫したことを審査していけば、違ったものになってくると思う。(委員)
- ・他の自治体の課題も整理して、新たな景観賞を創設して、景観に対する啓発活動ができればいいと思う。(会長)

4) 農産物加工施設建設について

- ・農産物加工施設の計画があるということで、景観審議会で見解を出せばいいか。(会長)
- 事業が進んでいくと、開発の案が提出され、地元との説明会が開催され、景観について問題があれば、着手制限が60日間まで延長されるので、景観審議会にお諮りして、景観について意見を述べていただくことになる。合意形成されないまま届出がされると、いずれ景観審議会にお諮りしなければならなくなるので、前段として、ご意見をお伺いして、いずれ景観計画の届出が提出された際にスムーズに対応したいと思う。(事務局)
- ・近いうちに申請があるので、前もって審議会の意見をお伺いしたいということだと思ふ。(会長)
- ・景観の良い場所なので、景観に対する影響が大きいと思う。景観計画をつくる議論の中で高さもあるが、むしろ同じような形・単一の壁面が長く見えることが景観に対する影響が大きいとこのことであった。この計画の2階建ての部分が単一の面積になっているので、できれば屋根がかかるとか、なるべく単一の面積が少なくなる配慮があればいいと思う。建築物でなくて緑化で対応してカバーもできるのではないかと。単一の壁面が直接見えない緑化についての指導をしていくことが必要ではないか。(委員)
- ・景観的配慮が重要だと思ふ。(会長)
- ・今後もっとお客さんをお呼びたい意識が高い場所であれば、こういった大きな建物はかなり配慮すべきだと思ふ。一つの大きな施設を二つか三つに分断することも一つだと思ふ。あと周囲を緑地化する。安曇野市にある建物の美しい景観を阻害する建物の一つの特徴の中に、大きな壁面がある工場や施設があることが問題と思ふ。建物を分断し単一面積を減らすことができないかと思ふ。(委員)
- ・申請の予定はどうか。(会長)
- 意見の受付が3月6日までで、意見がなければ3月6日以降に特定開発の認定申請書が提出されます。2週間告示、1週間意見の受付をして、土地利用審議会に諮っていくことになる。(事務局)
- ・工場として新築するのか。目的は何か。(委員)
- 新築の農産物加工施設で、目的はそばの加工やそば関連菓子の加工です。(事務局)
- ・製造業か。(委員)
- 製造業です。(事務局)
- ・地元の了解を得られなくても開発事業ができることだが大丈夫か。(委員)

→この事業が安曇野市の適正な土地利用に関する条例が施行して1年間にその目的で農振除外ができた場合は、承認申請が認められた基本計画に整合した施設として認められる。今回井戸掘削があり、事業内容になければ特定開発でなくすぐに建物の承認申請ができる。井戸がなければ既に景観の届出が出されていた案件である。(事務局)

- ・高規格道路の予定地周辺に建設すれば良かったのではないか。工場にたくさん駐車場の設置を予定しているので、物販も考慮していると思う。安曇野高橋節郎記念美術館へのお客様も当てにしていると思うが、山も見えなくて、景観が悪くなってなんだということになると思う。100mの壁が続くことは、あまり関心はしない。(委員)

- ・農振除外されたのはいつか。(会長)

→事業者から農振除外の申請者の変更届が平成24年2月に提出された。計画は以前から提出されていた。(事務局)

- ・農振除外の規定があると思うが、除外のあとの計画が農産物加工施設であったのか。(会長)

→そうです。(事務局)

- ・今回の施設については景観に対してはあまり好ましくないというのが、景観審議会の多くの皆さんの意見だと思う。(会長)

- ・図面の訂正を見ると周囲の方の注文も多いと思う。アルプスを全て隠す建物になるわけではないので、ここまでやってしまうと安曇野の産業は無くなってしまうと思う。(委員)

- ・来月に申請がされて、景観的配慮について景観審議会、景観アドバイザー会議で意見を述べるのはいつまでか。(会長)

→景観の届出が出されるのはまだ先だが、立地が決まった段階で出される。景観審議会の立場で言えるのは形態意匠の部分で、色・形・緑化について述べることになるが、60日以内に意見を述べていただくことになる。次回の景観審議会の時には建てることについては決まっている。そんなに先になることはないと思う。(事務局)

- ・住民の要望が植樹についても低木が望ましいとのことで、低木での計画を検討しているようだが、低木で考えると建物の形状がどうであれ、その高さの平面ができると、周辺に対するインパクトが大きい。北アルプスの景観に影響が避けられないので、屋敷林や鎮守の森で覆い隠す発想があってもいい。田園関係が優れている場所なので、どういう建物でも露出してしまう時点でアウトである。四方から見て確認することも大事。樹木の高さの検討をしてもいいのではないか。(委員)

- ・安曇野の観光資源・財産として考えた場合、建てないほうがいいのかと思う。道路面ではトラックの出入りがあり、緑地帯は芝生などで手間のかからない管理をすると思う。ただきれいな建物であればいいと思う。緑地帯と合わせてきれいな工場ができればいいと思う。色とか素材とかトータルでデザイン力がある工場建築物として景観賞をもらえるような建物を建設してほしい。しっかりした設計に基づいて建設してほしい。(委員)

- ・いろいろいただいたご意見を事業者様へ意見として伝えていただき、景観的配慮を是非お願いしたい。場合によっては景観アドバイザーの皆様にお集まりいただきたい。(会長)

→景観審議会が開催できない場合は、景観アドバイザー会議でご意見をお伺いしたい。(事務局)

5) 山麓保養区域住宅建設について

- ・デザインの的にはチャレンジ的な建物だと思う。建設場所はあまり目立たない場所である。感覚的な問題もある。周囲との景観の調和が大事である。(委員)

- ・このデザインの判断は難しいが、現在建っているサイコロのような四角い建物がいいのか判断するのは難しい。今回は山麓保養区域で周囲から目立たないので、大きな影響はないが、田園区域で今後流行するようであれば対応を考えなくてはいけない。現状別荘地の中で認めないという訳にはいかないと思う。(委員)

- ・判断が難しい。今後のことを考えると企画された画一的な建物に対して注意が必要である。いけないものはいけないと否定することも必要である。今回より変わった案件を認めたこともある。一生懸命考えて創造してつくった建物であった。今回は商品化した建物なので、同じく変わっていても次元が違う。ボーダーラインを決めることも必要である。(委員)

- ・申請があれば景観審議会の委員の皆さんの意見を参考にして対応していただきたい。(会長)

6) 今後の予定等

→5~6月を目途に日程調整をして景観審議会を開催したい。急な案件があれば景観アドバイザー会議を開催したい。(事務局)